

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観法第 8 条第 2 項第 3 号

箕輪町内の建築物・工作物等（以下「建造物」）、樹木のうち、地域の良好な景観の形成に重要な役割をもち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、次の項目に該当するものの中から原則として町民等から提案のあったものについて検討します（景観法第 20 条、29 条を活用）。

指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、保全や管理に関する事項を定めることとします。

景観重要建造物の対象

- ・広く町民に愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップ※になっているなど、地域のシンボルとなっているもの
- ・優良なデザインにより、まち並みの雰囲気醸し出し、造形や良好な景観の規範となっているもの
- ・地域の伝統的な建築様式を継承し、地域の歴史や文化を象徴していると町民に共通認識されているもの

※ランドマーク：地域の景観を特徴づけている山や河川、建築物、樹木などの景観要素。

アイストップ：通りの先の建築物やまちかどの樹木といった、人の視線を引きつける対象物。

景観重要樹木の対象

- ・広く町民に愛され、親しまれ、またランドマークやアイ・ストップになっているなど、地域のシンボルとなっているもの
- ・古木や巨樹であることや印象深い姿をしているなど、地域における希少性や品格・風格を備えたもの
- ・社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表しているもの

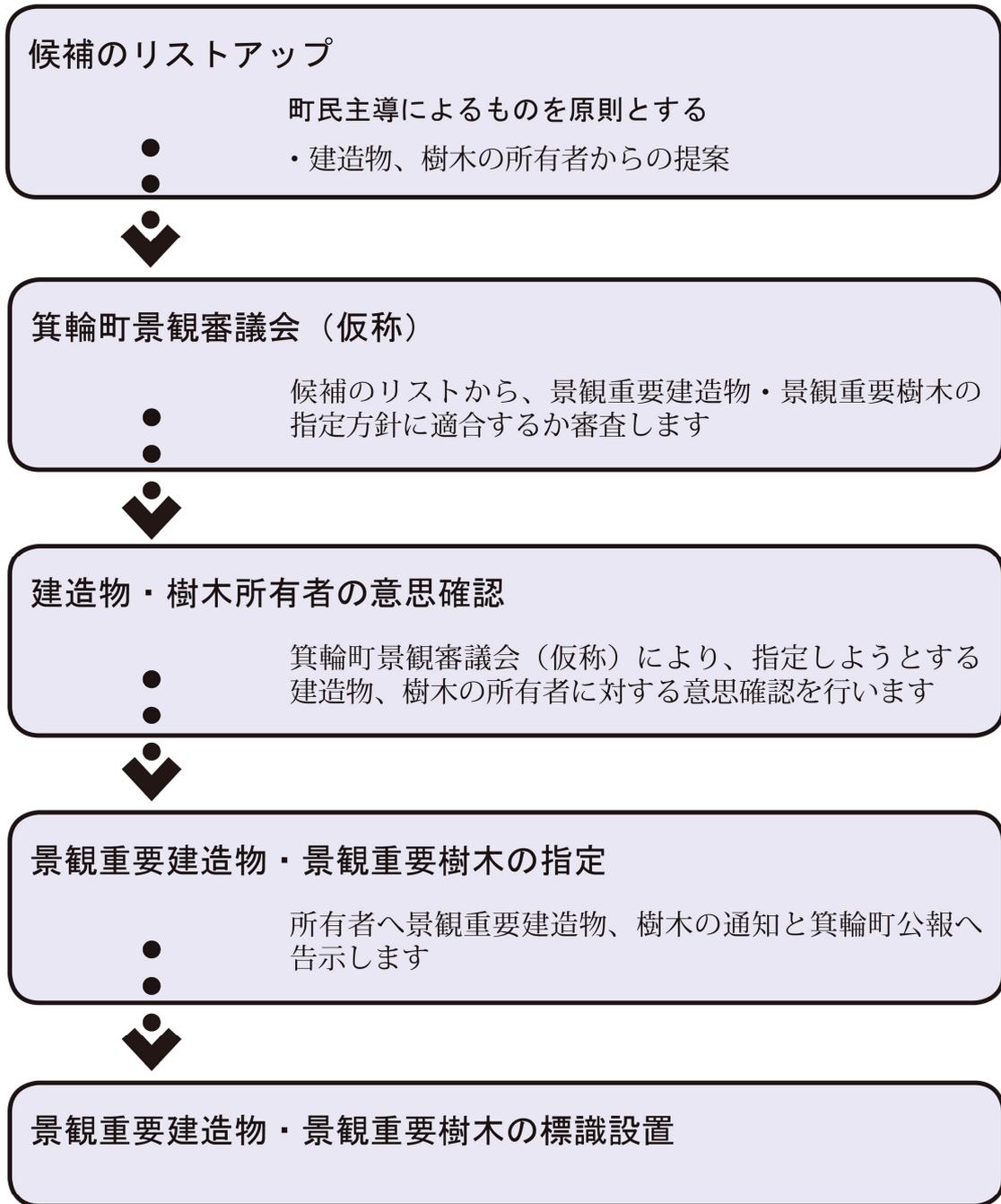
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

- 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。
- 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和することが可能です。
- 外観の変更の規制により生じた損失が補償されます。

<適用除外について>

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。ただし、県や市町村が県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできます。

景観重要建造物・景観重要樹木指定の流れ



良好な景観の形成のために必要な事項

景観法第 8 条第 2 項第 4 号イ

1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物に関する基本的事項

箕輪町景観計画では、建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物等について、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。そのために、箕輪町景観計画における基本理念に基づいて、屋外広告物に関する景観形成方針を定めることとします。

また、景観計画策定後、箕輪町屋外広告物条例を制定することを目指し、箕輪町景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と安全な掲出に向けた規制・誘導を図っていくこととします。

箕輪町屋外広告物条例が施行されるまでの期間は、長野県屋外広告物条例並びに箕輪町景観計画及び景観形成住民協定によるものとしします。

景観形成方針

自然、歴史・文化、経済活動など、箕輪町の自然美や品格を損なうことなく、案内・誘導を図る優れた広告物であるよう、以下の事項に取り組みます。

配置

- ・道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- ・経ヶ岳などの山岳や森林のスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

規模

- ・機能を損なうことなく、表示面積や高さ等は極力抑えるよう努め、良好な景観の形成を図ります。

形態・意匠

- ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- ・建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。

- ・複数の広告物はコンパクトに集約化を図るとともに、統一されたデザインに努めます。

材料

- ・周辺景観と調和するよう、質感に配慮した素材の使用に努めます。
- ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材の使用に努めます。

色彩

- ・基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- ・光源を使用する際は、必要以上の明るさとならないように配慮します。

その他

- ・歴史的資源や町民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあつては、地域のイメージ、雰囲気損ねないよう十分配慮します。
- ・放置看板は景観を損ねるとともに危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

※広告物の種類や表示面積、高さ、色彩等の具体的な基準は箕輪町屋外広告物条例制定時、同条例において定めます。

2 公共施設の整備に関する事項

公共施設は地域の景観を構成する主要な要素の一つであることから、公共事業景観形成指針(別表)を定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るよう努めます。